

印鑑登録証明事務処理要領新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

現行	令和元年12月14日以降
<p>第2 印鑑の登録に関する事項</p> <p>1 登録資格</p> <p>(2) (1)に定めるところにかかわらず、次の者については、印鑑の登録を受けることができないものとする。</p> <p>ア 15歳未満の者</p> <p>イ <u>成年被後見人</u></p> <p>4 登録印鑑</p> <p>(3) 市町村長は、(2)－ア及びイにかかわらず、外国人住民（法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に<u>記録されている氏名のカタカナ表記又はその一部を組合わせたもので表されている印鑑</u>により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。</p> <p>5 印鑑登録原票</p> <p>(1) 必要登録事項</p> <p>市町村長は、印鑑登録原票を備え、印鑑の登録の申請について審査した上、印影のほか当該登録申請者に係る次に掲げる事項を登録するものとする。</p> <p>ア・イ (略)</p>	<p>第2 印鑑の登録に関する事項</p> <p>1 登録資格</p> <p>(2) (1)に定めるところにかかわらず、次の者については、印鑑の登録を受けることができないものとする。</p> <p>ア 15歳未満の者</p> <p>イ <u>意思能力を有しない者（アに掲げる者を除く。）</u></p> <p>4 登録印鑑</p> <p>(3) 市町村長は、(2)－ア及びイにかかわらず、外国人住民（法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に<u>記載（法第6条第3項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもつて調製する住民票にあつては、記録。以下同じ。）がされている氏名のカタカナ表記又はその一部を組合わせたもので表されている印鑑</u>により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。</p> <p>5 印鑑登録原票</p> <p>(1) 必要登録事項</p> <p>市町村長は、印鑑登録原票を備え、印鑑の登録の申請について審査した上、印影のほか当該登録申請者に係る次に掲げる事項を登録するものとする。</p> <p>ア・イ (略)</p>

ウ 氏名（氏に変更があつた者に係る住民票に旧氏の記載（法第6条第3項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。））をもつて調製する住民票にあつては、記録。以下同じ。））がされている場合にあつては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記載がされている場合にあつては氏名及び当該通称）

エ～カ （略）

キ 外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記録されている氏名のカタカナ表記又はその一部を組合せたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあつては、当該氏名のカタカナ表記

第6 個人番号カードの印鑑登録証等としての利用に関する事項

2 個人番号カードの条例等利用領域又は磁気ディスク等を利用して印鑑登録証等として利用する場合

(1) 個人番号カードの条例等利用領域（通知カード及び個人番号カードに関する技術的基準（平成27年総務省告示第314号）第1－12の条例等利用領域をいう。以下同じ。）又は磁気ディスク等を利用して印鑑登録証等として利用する場合には、基本利用領域（通知カード及び個人番号カードに関する技術的基準第1－4の基本利用領域をいう。）及び他の利用領域とは独立した条例等利用領域又は磁気ディスク等に必要な事項を記録するものとする。

ウ 氏名（氏に変更があつた者に係る住民票に旧氏の記載がされている場合にあつては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記載がされている場合にあつては氏名及び当該通称）

エ～カ （略）

キ 外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記載がされている氏名のカタカナ表記又はその一部を組合せたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあつては、当該氏名のカタカナ表記

第6 個人番号カードの印鑑登録証等としての利用に関する事項

2 個人番号カードの条例等利用領域又は磁気テープ等を利用して印鑑登録証等として利用する場合

(1) 個人番号カードの条例等利用領域（通知カード及び個人番号カードに関する技術的基準（平成27年総務省告示第314号）第1－12の条例等利用領域をいう。以下同じ。）又は磁気テープ等を利用して印鑑登録証等として利用する場合には、基本利用領域（通知カード及び個人番号カードに関する技術的基準第1－4の基本利用領域をいう。）及び他の利用領域とは独立した条例等利用領域又は磁気テープ等に必要な事項を記録するものとする。